

2020 年 8 月号トピックス

社会保険料率軽減の閣議決定

2020 年 9 月 1 日、内閣報道官は、閣議において社会保険料の雇用者及び従業員負担分の軽減に関する省令案が承認されたことを発表した。

これにより、2020 年 9 月から 11 月までの 3 か月間、社会保険法第 33 条に基づく被保険者の従業員負担分及び雇用者負担分が、賃金(最高 15,000 バーツ)の 2%へ減額され、同法第 39 条に基づく被保険者の料率が、月当たり 96 バーツへと軽減されることとなる。

投資委員会通達第 2/2557 号に基づく投資奨励対象業種表の改正

仏歴 2557(2014)年 12 月 3 日付け投資委員会通達第 2/2557 号(主題 : 投資奨励に係る方針及び基準について)に引き続き、

農業及び工業における投資奨励及び強固性の向上、並びにバイオ経済 (Bio Economy) 、循環経済 (Circular Technology) 並びにグリーン経済 (Green Economy) からなる BCG 経済の理想に基づく農産物からの副産物の活用並びにスマートシティ開発を促進するために、仏歴 2520 (1977) 年投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条並びに第 35 条の権限に基づき投資委員会は、以下を通達する。

1. 仏歴 2557 (2014) 年 12 月 3 日付投資委員会通達第 2/2557 号の末尾に記載する投資奨励対象業種表第 1.8、1.15、1.19、1.22、7.31 及び 7.32 種の内容を廃止し、以下に置き換える。

業種	条件	恩典
7.31スマートシティの区域の開発	<ol style="list-style-type: none">1. タイ国籍者による株式保有比率が、登録資本金の 51%であること。2. 様々な面でのスマートシステム対応した通信インフラ (例 : Fiber Optic、Public Wifi など) を提供しなければならない。3. スマート環境システム (Smart environment) サービス及びその他のスマートシステムを、少なくとも、次の 6 のうちのいずれか提供しなければならない。<ol style="list-style-type: none">1.Smart Mobility2.Smart People3.Smart living4.Smart Economy5.Smart Governance6.Smart Energy4. データ保存及び管理システムを作成しなければならない、本システムは、スマートシティの管理及びサービス提供におけるデータ (Open Data Platform) と接続及び使用されていること。5. 投資奨励申請前に、委員会又はスマートシティ開発を管轄する組織による認可を得なければならない。6. 区域の開発目標に適応した目標を決定し、その目標に基づいて事業を進行させなければならない。	A2

業種	条件	恩典
7.31スマートシティの区域の開発一続き	<p>7. 区域内の国民の意見聴取の過程を設けなければならない。さらに区域内における国民の参加計画を提案しなければならない。</p> <p>8. 法人所得税の免税対象となる収入は、委員会が認可するスマートシティシステムを介して開発された区域におけるサービス収入でなければならない。</p> <p>9. EEC 区域内に所在する場合、法人所得税免除期間終了日から 5 年にわたり法人所得税が 50% 軽減される。</p>	
7.32スマートシティシステム開発事業	<p>1. 委員会の定める分野のうち、いずれか又は複数の分野によるスマートシティシステム (Smart Mobility, Smart People, Smart Living, Smart Economy, Smart Governance, Smart Energy 及び Smart Environment など) を開発、据え付け及びサービスを提供しなければならない。</p> <p>2. 委員会又はスマートシティを管轄する組織により認可されたスマートシティ計画の一部でなければならない。</p> <p>3. EEC 区域内に所在する場合、法人所得税免除期間終了日から 5 年にわたり法人所得税が 50% 軽減される。</p>	A2

現在(Covid - 19)における外国人駐在員の就労ビザ及び労働許可証の更新又は新規取得について

現在のコロナウイルス(Covid-19)感染状況における外国人の滞在ビザ申請について、以下のパターンにて解説させていただきます。

ビザ及び労働許可証の有効期限が間近な場合

現在、タイ国内に滞在中の外国人のビザ及び労働許可証の有効期限が間近の場合、当該外国人の滞在する区域を管轄する移民局にてビザの更新手続きを行わなければならない。ビザ更新における必要書類は、コロナウイルス感染流行前と同様である。その後、職場の所在地を管轄する雇用局で労働許可証を更新する。

就労ビザ(Non Immigrant B)及び労働許可証を有しているが、コロナウイルス感染拡大によりタイに渡航することができない場合、当該外国人はその滞在国におけるタイ国大使館でビザ及び労働許可証を更新することはできない。従って、当該外国人は、前者及び後者の失効後、タイ大使館にてビザを新規取得し、タイ入国後、労働許可証を新規申請しなければならない。

外国人が転職する場合

タイで在職中の外国人が、現在の職場を退職し、新たな職場に就職する場合、現在のビザの取消手続き及び労働許可証を返却後、同日に新たな職場に基づく就労ビザ及び労働許可証を取得しなければならない。

現在の職場を退職後、再就職することができない場合、当該外国人は、内務省令(主題:一部の外国人に対する特別滞在許可(第3号)に基づき、)2020年9月26日以内にタイから出国

しなければならない。再就職後、新雇用者はタイ大使館での就労ビザの新規申請のために書類を作成し、就労ビザを取得し、タイ入国後、労働許可証を新規申請しなければならない。

注：上記のプロセスは、通常の就労ビザ及び BOI 恩典に基づくビザの双方に対して適用される。

パトンワット・チャーアイスワン
サリンティップ・オーワータカ
タイ国弁護士

[解説]

- 1) 現状、あらゆるビザについて、その期限が終了しても 2020 年 9 月 26 日までの滞在が許可されています。しかし、ビザの更新を本来の有効期限の後で行おうとして、移民局オフィサーとの間で更新を拒絶される事例が多く起っています。従って、必ず、本来の有効期限内にビザの更新手続きを行うのが安全です。
- 2) また、一時帰国中に労働許可やビザの期限が終了する場合、現状、日本等に滞在したままで延長手続きを行えるなどの特別な措置はありません。通常の場合と同様、タイ国内で労働許可やビザの更新手続きを行う方法しか認められていません。従って、タイへの入国ができない以上は更新をあきらめるほかありません。
- 3) 駐在員をタイ国内の別の関連会社等に異動するなどの措置を行う場合、労働許可とビザの切り替えを同日に行う必要があります。仮に、現在の会社から新しい会社に切り替える場合、現在の会社は辞職することになりますので、切り替え手続を行わないと、辞職した日にビザも失効してしまい違法滞在となってしまいます。この点、9 月 26 日までであれば、違法滞在にはなりませんが、すでに本来のビザが失効しているとして切り替え手続きが拒絶される恐れが多分にあります。従って、タイ国内で会社の異動を行う場合は、切り替え手続きをきちんと行う必要がりますので、ご留意ください。

(川村 励)